

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第16条の規定に基づき、役員報酬等について定める。

(報酬)

第2条 常勤の役員である専務理事に対し支給する報酬は、次のとおりとする。

- (1) 報酬月額
- (2) 通勤手当
- (3) 賞与
- (4) 退職金

(報酬額)

第3条 報酬額は、次の報酬月額表に掲げる額を上限とする。

但し、更新の時点で満63歳を超える者は報酬月額を増額しない。

	本 給	事務局職員兼務の場合の諸手当
初任時	32万円	通勤手当
就任2～3年目	33万円	就業規則に準じる金額を支給する
就任4年目以降	35万円	

(賞与)

第4条 夏季および年末に賞与を支給することができる。

- 2 賞与は、報酬月額に、毎年決定する職員の賞与支給月数を乗じたものとする。

(退職金)

第5条 退職金は、退任した場合に、本人(死亡による退職の場合は、その遺族)に独立行政法人勤労者退職金共済機構との中小企業退職金共済契約に基づき支給する。

2 退職金の支給については、就業規則の職員退職金支給規定を準用する。

(支給日及び支給方法)

第6条 報酬の支給日及び支給方法は、就業規則を準用する。

(実施に関し必要な事項)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、就業規則に基づく職員の例に準じるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、定款附則第1条の設立登記の日から施行する。